

総務教育常任委員会資料

(平成25年6月25日)

[件名]

- 1 鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定の締結について (危機管理政策課) … 1
- 2 大山町における行方不明事案に係る自衛隊の災害派遣について (危機対策・情報課) … 2
- 3 島根原子力発電所固体廃棄物貯蔵所のドラム缶点検終了について (原子力安全対策課) … 3
- 4 原子力発電所に適用する新規制基準等について (原子力安全対策課) … 4
- 5 第59回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催について (消防防災課) … 5

危 機 管 理 局

鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定の締結について

平成25年6月25日
危機管理政策課

去る6月6日、鳥取県町村会と徳島県町村会が、次のことおり危機事象発生時相互応援協定を締結しました。

1 相互応援協定の概要

- (1) 鳥取県、徳島県のいずれかの町村において、自然災害をはじめ危機事象が発生した場合に、必要な応援を行う。
- (2) 応援の基本的内容は、次のとおり。
 - ① 応急対策等に必要な職員の派遣
 - ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③ 避難及び収容のための施設の提供
 - ④ 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
 - ⑤ 被災児童、被災生徒など避難者の一時受け入れ
 - ⑥ その他被災町村から特に要請のあった事項
- (3) 両県の町村をそれぞれ3つのブロックに分け、ブロック単位のカウンターパート方式により被災町村に対する支援を行う。

ブロック	鳥取県(15町村)	徳島県(16町村)
A	日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町	松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
B	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 つるぎ町 東みよし町
C	岩美町 若桜町 智頭町 八頭町	那賀町 牟岐町 美波町 海陽町

2 協定締結式

- 日 時 平成25年6月6日(木)午後1時30分から1時50分まで
場 所 知事公邸「第1応接室」
締結者 徳島県町村会長 川原 義朗
鳥取県町村会長 石 操
立会人 徳島県政策監 熊谷 幸三
鳥取県知事 平井 伸治
次 第 ①署名、協定書交換、写真撮影
②あいさつ—徳島県町村会長、鳥取県町村会長、徳島県政策監、鳥取県知事
③記者会見

[参考]

- 鳥取県と徳島県は、相互応援協定を平成16年3月に締結し、平成23年11月にも自動応援、市町村や県民を挙げた協力体制などを盛り込んで改訂。
- 米子市と阿南市(H17年6月)、倉吉市と吉野川市(H17年12月)、鳥取市と徳島市(H23年9月)、境港市と鳴門市(H25年2月)も相互応援協定を締結済み。

大山町における行方不明事案に係る自衛隊の災害派遣について

平成25年6月25日
危機対策・情報課

平成25年6月16日（日）、大山に登山に行った愛媛県の男性（32歳）が行方不明となり、同日から警察と山岳協会が捜索をしていましたが、大山町長からの要請を受け鳥取県知事は6月18日（火）に、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に対して人命救助のための捜索を内容とする災害派遣を要請しました。

なお、6月20日（木）、災害派遣を必要とする捜索活動が終了したため、自衛隊に対して撤収を要請しました。

記

1 災害派遣要請・撤収要請日時

派遣要請 平成25年6月18日（火）午後0時45分

撤収要請 平成25年6月20日（木）午後5時55分

2 災害派遣の場所

大山町大山地内（現地連絡場所：中の原スキーセンター）

3 派遣の部隊

陸上自衛隊第8普通科連隊

4 派遣の内容

人命救助のための行方不明者の捜索

なお、6月20日（木）現在、行方不明者は発見されていない。

5 その他

（1）県は、自衛隊派遣期間について、現地連絡所に連絡調整要員として鳥取県職員を2人派遣した。

（2）大山町長をトップとする町の捜索対策本部は、6月20日（木）をもって解散された。

（3）自衛隊の災害派遣は、平成24年5月26日の鳥取市国府町扇ノ山における行方不明者捜索事案以来。

<参考> [全体の捜索規模（現地連絡要員含む。）]

6月16日（日） 警察13名 山岳協会3名 大山町2名 計18名

6月17日（月） 警察28名 山岳協会2名 大山町2名 計32名

6月18日（火） 自衛隊45名 警察21名 山岳協会2名 西部消防局1名

大山町消防団3名 大山町2名 計74名

6月19日（水） 自衛隊52名 警察16名 山岳協会2名 西部消防局1名

大山町消防団3名 大山町2名 計76名

6月20日（木） 自衛隊52名 警察18名 山岳協会2名 西部消防局1名

大山町2名 計75名

6月21日（金） 警察13名 山岳協会1名 計14名

※ 警察が、6月21日（金）から23日（日）にかけて引き続き捜索

島根原子力発電所固体廃棄物貯蔵所のドラム缶点検終了について

平成25年6月25日
原子力安全対策課

島根原子力発電所において、平成23年6月に固体廃棄物貯蔵所B棟で低レベル放射性廃棄物保管用のドラム缶5本に底面の腐食に伴う貫通孔（放射性物質の漏えいなし）が確認された。

このことを踏まえ、低レベル放射性廃棄物の保管容器の全数（ドラム缶約27,000本に相当）の点検が行われてきたが、このたび、当該点検が終了し、当初確認された5本以外に腐食による貫通孔のあるドラム缶は確認されなかった旨、中国電力から報告があった。

中国電力にて公表された内容等については、次のとおり。

1 これまでの経過

<平成23年6月13日>

- ・固体廃棄物貯蔵所B棟において、低レベル放射性廃棄物を詰めたドラム缶の移動作業中、5本のドラム缶底面に腐食（貫通孔）を確認

<平成23年8月8日>

- ・内容物調査の結果、ドラム缶の塗装劣化及び内容物の水分を確認
- ・当面の対策として、ドラム缶に内装ポリ容器を施工することとし、引き続き全数の点検を実施（この時点で約4,300本が終了）

<平成25年5月17日>

- ・残りの外観点検を終了し、当初確認の5本以外に腐食貫通孔がないことを確認

<平成25年6月7日>

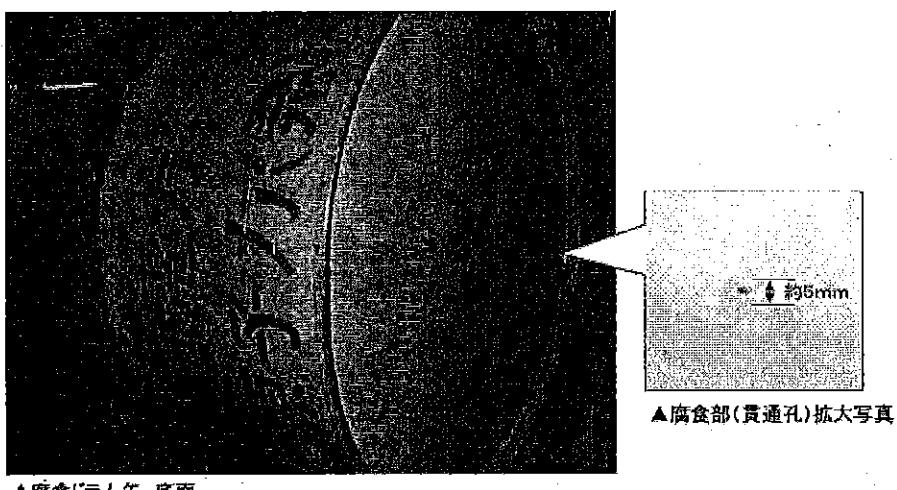
- ・中国電力ホームページ（島根原子力発電所の運転状況について*）で公表
※毎月2回（原則7日、20日）ホームページで公表しているもの

2 原因

- (1) 内面塗装が劣化したドラム缶を再使用していた。
- (2) ドラム缶内面からの打痕が確認されたことから、廃棄物充填方法に問題があった。
- (3) 水分除去等の対策が施されていない廃棄物が充填されていた。

3 対策

- (1) 外観点検の結果、変形等が確認された不良なドラム缶（1,036本）については、全て良好なドラム缶への詰め替えを実施した。
- (2) 内面塗装が劣化したドラム缶の再使用をしないよう、ドラム缶の再使用基準を明確にし、手順書に記載した。
- (3) 廃棄物に含まれる水分の除去や水分を含む廃棄物の充填方法および内面塗装を傷つけない充填方法について手順書に記載した。
- (4) ドラム缶に内装ポリ容器を施し、内面塗装保護することとした。



▲腐食ドラム缶 底面

低レベル放射性廃棄物保管用ドラム缶（容量200リットル）の底面腐食部の概要

（参考）低レベル放射性廃棄物

低レベル放射性廃棄物とは、原子力発電所から出る使用済み燃料以外の放射性物質を含む廃棄物であり、補修によって取り替えた制御棒や作業着・作業用機材などである。

通常、年1回、海上輸送により日本原燃（株）低レベル放射性廃棄物埋設センター（青森県六ヶ所村）に搬出されている。

原子力発電所に適用する新規制基準等について

平成25年6月25日
原子力安全対策課

原子力規制委員会は、原子力発電所に炉心溶融のような過酷事故に対する多重の備えを義務付ける新規制基準を6月19日に決定した。今後、閣議決定を経て7月8日に施行される予定である。

中国電力においても、新規制基準に係る対応が進められているところであり、本県として厳格に安全確保を求めていく。

1 新規制基準について

重大事故で格納容器内の圧力が高まった際に放射性物質を除去しながら排気する「フィルター付きベント」の設置が盛り込まれたほか、航空機衝突などのテロや大規模な自然災害にも対応できるよう原子炉の冷却設備や第2制御室を備えた「特定安全施設」の設置を求めることが柱である。

	新規制基準の主な概要	島根原発の主な対応状況
津 波	・原発ごとに基準津波を設定。津波の恐れがある原発は防潮堤などを整備	・中国電力の自主的判断に基づく15mの防波壁 [H25年度上期]
地 震	・活断層の定義（過去13万年前）を拡大、疑わしい場合は40万年前までの地層を調査 ・活断層の真上に原子炉などは建設不可	・直下の活断層はないが、尖端断層についての新基準における扱いは不明 ・深部地震観測装置 [H25年度内]
電 源	・可搬式代替設備の設置 ・送電ルートの多重化 ・電源の多様化	・緊急用発電機（ガスタービン）、高圧発電機車、複数変電所からの受電回線 [H23年度済] ・蓄電池強化 [H25年度内]
重 大 故	・免震重要棟 ・非常時の冷却装置 ・フィルター付きベント装置 ・燃料プール、格納容器の外部からの冷却用「屋外放水設備」の設置	・免震重要棟 [H26年度内] ・移動式代替熱交換設備をH25年度内に整備 ・2,3号機フィルター付きベント設備 [H26年度内] ・放水設備（放水砲） [H25年度内] ・水素放出設備 [H24年度済] ・窒素ガス発生装置車 [H25年度内]
火 災	・ケーブル等の不燃化	・2、3号機は難燃性ケーブル使用
その他の	・テロ対応等の特定安全施設（5年猶予あり）	・なし

2 原子力規制委員会における審査等について

（1）申請手続きについて

- 申請手続きは、安全対策完了前でも申請が可能である。

【申請の概要】

設置変更許可	工事計画の認可又は届出	保安規定の変更認可	許認可申請を要さない評価項目の取扱い
原子炉施設の設備や体制等の基本設計・方針を審査 ※通常は計画段階（着工前）に行われるもの	原子炉施設の詳細設計について審査	運転管理、手順、体制等を規定した保安規定を審査	例えば、既設の機器・建物の耐震影響評価

（2）審査手順について

- 新基準については、ハード・ソフトを一体的な確認が合理的であることから、設置変更許可、工事計画の認可（届出）、保安規定認可に関する申請を同時期に受け付け、並行して審査を実施する。
- 審査終了後、必要な検査を実施する。
- 従来は審査の対象になっていたい可搬設備も、重大事故対策上、重要な役割を果たすものは審査対象とする。
- 新たに規制対象となる機器・設備等であって、既に設置されているものについても、新基準に対する審査を実施する。
- 施設変更等を伴わないため許認可申請を要さない評価項目についても、並行的に事業者に報告を求め、確認する。

（3）審査体制等について

- 審査作業は原子力規制委員会を含む審議中心が基本
- 原子力規制庁が3チーム（約80人体制）で安全審査に当たるが、1基当たりの審査には「少なくとも半年程度かかる」との見通しである。
- 原子力規制委員長は、1チームで複数基担当の可能性も示唆している。

第59回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催について

平成25年6月25日
消防防災課

火災等の災害から地域住民の生命・身体・財産を守り、消防団員が火災現場等で迅速かつ的確に対応するために必要な技術の向上及び士気の高揚を図り、もって消防活動の充実に寄与することを目的として、下記のとおり「第59回鳥取県消防ポンプ操法大会」を開催します。

また、住民に対する防火防災意識の高揚、消防団への理解を深めることを目的として、会場内で東日本大震災パネル展示、煙体験、水消火器による消火体験の催しを行います。

- 1 主 催 鳥取県、公益財団法人鳥取県消防協会
- 2 開 催 日 時 平成25年7月7日（日）午前10時から午後3時30分まで
※雨天時、平成25年7月14日（日）に順延
- 3 開 催 場 所 鳥取県消防学校 屋外訓練場（米子市流通町1350番地）
- 4 来 賀 鳥取県議会議長、米子市長、鳥取県消防桜美会会長
- 5 出 場 隊 県内各地区の予選を勝ち抜いた消防ポンプ操法チーム
<ポンプ車操法の部> 12隊（72名）

鳥取市代表	2隊	東部地区代表	2隊
倉吉市代表	1隊	東伯郡代表	2隊
米子市代表	2隊	西部地区代表	2隊
境港市代表	1隊		

<小型ポンプ操法の部> 8隊（40名）

鳥取市代表	2隊	東部地区代表	1隊
倉吉市代表	1隊	東伯郡代表	1隊
米子市代表	1隊	西部地区代表	2隊

<軽可搬ポンプ操法の部> 鳥取市女性消防隊 1隊

- 6 競 技 内 容 消防ポンプの放水作業の動作の機敏さ、正確さを競う。
- 7 表 彰 内 容 **<大会長（鳥取県知事）表彰>**
ポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部…各部門3位まで
<消防庁長官表彰>
ポンプ車操法の部の優勝チーム
<日本消防協会会長表彰>
小型ポンプ操法の部の優勝チーム
<鳥取県消防桜美会会長表彰>
ポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部…各部門優勝チーム
軽可搬ポンプ操法の部…優秀賞

※大会結果は、大会当日の夕方、鳥取県のHPで情報提供を行います。

ポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部の全国大会は、2年毎の開催のため平成25年度は開催がありません。軽可搬ポンプ操法の部の鳥取市女性消防隊は、平成25年10月17日（木）横浜市消防訓練センターで開催される全国大会に出場します。

